



発行の会員登録専用申込書類

新規の会員登録専用申込書類

本規約は、本会員登録専用申込書類（以下「本規約」といいます）及び本規約に記載された事項を含む本会員登録専用申込書類（以下「本規約」といいます）及び本規約に記載された事項を含む本会員登録専用申込書類（以下「本規約」といいます）

本規約は、本規約に記載された事項を含む本会員登録専用申込書類（以下「本規約」といいます）及び本規約に記載された事項を含む本会員登録専用申込書類（以下「本規約」といいます）及び本規約に記載された事項を含む本会員登録専用申込書類（以下「本規約」といいます）

報告書

本規約は、本規約に記載された事項を含む本会員登録専用申込書類（以下「本規約」といいます）及び本規約に記載された事項を含む本会員登録専用申込書類（以下「本規約」といいます）

本規約は、本規約に記載された事項を含む本会員登録専用申込書類（以下「本規約」といいます）及び本規約に記載された事項を含む本会員登録専用申込書類（以下「本規約」といいます）

本規約は、本規約に記載された事項を含む本会員登録専用申込書類（以下「本規約」といいます）及び本規約に記載された事項を含む本会員登録専用申込書類（以下「本規約」といいます）

本規約は、本規約に記載された事項を含む本会員登録専用申込書類（以下「本規約」といいます）及び本規約に記載された事項を含む本会員登録専用申込書類（以下「本規約」といいます）

本規約は、本規約に記載された事項を含む本会員登録専用申込書類（以下「本規約」といいます）及び本規約に記載された事項を含む本会員登録専用申込書類（以下「本規約」といいます）

本規約は、本規約に記載された事項を含む本会員登録専用申込書類（以下「本規約」といいます）及び本規約に記載された事項を含む本会員登録専用申込書類（以下「本規約」といいます）

平成22年7月14日

愛荘町中学校柔道部事故検証・安全対策検討委員会

愛荘町中学校柔道部事故検証・安全対策検討委員会報告書

I. はじめに　本検討委員会の概要

1. 本検討委員会設置の経緯

平成 21 年 7 月 29 日、愛荘町立秦荘中学校の柔道部活動中において、1 年生の生徒が指導者と乱取り中の午後 4 時 15 分ごろ意識不明となり、その重篤な状態のまま翌月の 24 日午前 2 時、生徒の尊い命が失われるという痛ましい事故が発生した。

その後、この事故について町教育委員会が調査を行い、①柔道部活動中の事故発生当日の概要、②事故に関わる検証、③事故後における部活動の課題、④事故の原因と背景、⑤今後の取り組み等についてまとめ、平成 21 年 12 月 11 日付け、愛教委庶第 113 号「秦荘中学校柔道部事故報告書」として、町教育委員会委員長より町長に提出された。

町教育委員会はこの報告書の中で、事故原因の不明箇所および確認できなかった部分などについて、第三者機関による検証を要望している。これらを踏まえ、平成 22 年 2 月 2 日「愛荘町中学校柔道部事故検証・安全対策検討委員会」が設置された。

2. 本検討委員会の目的および考え方

愛荘町立秦荘中学校における柔道部活動中の事故を受け、町教育委員会から町長に提出された報告書の内容を検証し、町および関係中学校が部活動等の計画を実施するにあたり、今後の事故防止に資することを目的として、本検討委員会では、大きくは次のとおり 3 区分に分けとりまとめることとした。

- (1) 町教育委員会より提出された「秦荘中学校柔道部事故報告書」について
- (2) 秦荘中学校柔道部事故の検証について
- (3) 今後の取り組み、再発防止に向けて

本検討委員会は、二度とこのような事故を起こしてはならないという決意を胸に、説明要員として①教育委員会、②秦荘中学校関係者と面会し、本件に関する経緯、説明について質疑を行いながら、③遺族側との面会など、計 8 回の検討を重ね、ここに「愛荘町中学校柔道部事故検証・安全対策検討委員会 報告書」として提出した。

II. 「平成 21 年 12 月 11 日付 秦荘中学校柔道部事故報告書」に対する本検討委員会の見解

1. 事故に関わる検証部分として、「事故発生当日の概要」および「当日の練習の問題点の整理」において時系列に記載されているが、被害者が 1 年生であることからすれば、当然のことながら入学時から事故発生の前日までにおける、学校や部活動での生活状況や健康状態など重要なところが調査されていない。
 2. 事故の要因については、当日の練習内容のみならず、4 月からの練習や初心者、経験者の練習内容などが記載されていない。また、関係者からの聞き取りや問題点および課題の整理についても不十分と言わざるを得ない。

「当日の練習メニューは工夫があり適正であった」と判断されているが、詳細が記されておらず根拠性がなく、必ずしも適正であったとは判断できない。また、注意義務、個別指導や安全管理などについて不明とされており、事故直後における十分な状況把握や詳細な聞き取りができていないことは、原因究明の姿勢が不十分であると言わざるを得ない。
 3. 「おわりに」の文中には、「教育関係者は今回のような事故は決して稀なものではなく、身边に起りうるものであると捉え、経験に頼り過ぎるのではなく、常に科学的な見識を深め、現場で頻発する事故の具体的なけがの症状や処置方法の訓練を常に欠かさないことが重要であると考えます。」とあり、事故が起こってからの考え方や方策のみに執着している。しかし、けがや事故を起こさない方策を考えていくことが、まず重要である。
- また、事故報告書から見て、町教育委員会および学校との連携が十分図られていないところが感じ取られる。

III. 秦荘中学校柔道部事故について、本検討委員会の検証報告

1. 本検討委員会の調査報告 秦荘中学校柔道部ならびに被害者の活動内容と健康管理

(1) 被害者の健康状態と生活状況について

被害者には喘息の持病があり体調不良の日が多く、5 月に入ってから 7 月中旬頃までに学校へは度々の欠席や早退、また吐き気や嘔吐といった症状が見られ幾度か保健室で休養していることが学校側からの証言でわかっている。

「別紙 1」は、被害者の学校での生活状況をまとめたものである。

(2) 柔道部の活動実績、被害者の活動実績について

秦荘中学校柔道部が実施した、4月から7月末までの毎月ごとの活動実績について調査を行った。「資料1、資料2」

①柔道部活動実績

4月における柔道部活動実績は26日間（16時～18時）、5月は18日間（16時～18時15分）、6月は20日間（16時～18時15分）、7月は28日間（15時30分～18時15分）となっており、4月から事故発生までの柔道部活動実績は計92日間であった。

②被害者の柔道部活動実績

被害者の活動実績は4月が13日間、5月が13日間、6月が15日間、7月が18日間となっており、4月から事故発生までの日数は計59日間であった。

③被害者の柔道部活動期間（59日間）の内訳

被害者が実施した柔道部活動の内訳は体験入部期間が4日間、仮入部期間が16日間、正式入部から事故発生までが39日間であった。

(3) 柔道部の練習内容、被害者の練習内容について

柔道部の練習は朝のトレーニング（ランニング、サーキット、自重を負荷にしての筋力強化など）と放課後の柔道という2部構成で毎日実施されている。「資料3」

①4月の練習内容「資料3」

柔道経験者と経験がない生徒に分けて練習が実施され、朝の練習は体験入部者も仮入部となる4月21日より参加している。

②5月の練習内容「資料4」

柔道経験者と経験がない生徒に分けて実施していると報告されているが、一つ一つの内容に着目すると受身の練習、乱取以外はほぼ同じメニューとなっており、5月31日より乱取を開始している。しかし、被害者は5月16日より正式入部となつたが、体調不良によりこの日以降、朝の練習には参加していない。

③6月の練習内容「資料5」

この月より被害者は放課後の練習において、柔道経験者と同じ練習内容を開始している。

④7月の練習内容「資料6」

被害者は放課後の練習において、柔道経験者と同じ練習内容を実施している。

⑤7月29日の練習について

事故発生当日の練習内容は下記の通りである。

- ①準備体操後、寝技の乱取2分×33本（66分）
- ②夏季総体のビデオ視聴（40分）
- ③打込み 100本
- ④立技の乱取2分×26本 寝技あり（52分）

1年生と2・3年生が組む形で行われ、指導者の「抜けろ」の指示で1年生は乱取を終えることができる。被害者は最後まで残り、26本目に指導者が相手をする。（事故発生）

2. 事故要因の検証

柔道における安全指導については、全日本柔道連盟が2009年改訂版として作成した「柔道の安全指導」によれば、「柔道は相手との攻防を通して技を磨き、体力を高め、礼法などの伝統的な行動の仕方を身につけることができ、青少年の健全育成と生涯スポーツとしての役割も果たしている」と述べられている。しかし、一方でその運動特性に着目すると、相手を投げる、抑える、首を絞める、肘の関節を挫くといった技術を用いることから、指導者には常に部員の危険を回避すべく安全について万全を期することが求められる。

そこで秦荘中学校柔道部の練習活動の内容について吟味しながら、事故要因について検証する。

（1）被害者自身に内在する要因

秦荘中学校柔道部の活動実績は4月から事故発生日の7月29日までに92日間実施され、このうち被害者は、体験入部から事故発生まで59日間の活動に参加している。

その練習計画や練習方法について検証する。

①練習計画について

指導者が部員の実態に合わせて適切な練習計画を立てることは、選手を指導していく上で重要な要素である。秦荘中学校では、まず柔道部へ入部を希望する生徒に対し、体験入部期間、仮入部期間、正式入部と受け入れについて3段階に分けて実施しており、入部希望者が正式部員へとスムーズに移行できるよう配慮している。

しかし、被害者の学校での生活状況「別紙1」と照らし合わせながら柔道部の練習内容に着目すると、体調を考慮しながら被害者の技能レベルに沿った段階的な練習が行われたか、疑問を抱かせる実態が見受けられる。

②被害者の体調と練習メニュー

けがや事故を防止するためには、生徒自身が自らのコンディションを確認し、保護者についても日頃から家庭における食生活、体調不良、疲労度、ストレスなどの観察を怠ることなく健康管理に配慮しつつ、学校側（学校保健師・クラス担任・部活指導者など）と連携を図ることが重要である。

保護者は被害者の健康状態について学校側に報告しており、保護者と学校との連携はあったと思われるが、学校側の生徒の体調の変化に対する配慮が欠けていたことが伺える。

学校における部活動では初心者と経験者が混在し、技能の差が大きな相手同士が練習をする機会が多い。（全日本柔道連盟 柔道の安全指導より）そこで指導者には、安全に部活動を実施する上で様々な工夫が求められる。

柔道部は4月15日の体験入部から5月31日までは柔道経験者と初心者とに分けて練習を行い、6月1日からは柔道の経験者、初心者の区別なく、混在させながら統一の練習メニューに移行させてている。

③経験者と初心者との練習内容の比較

4月から5月末までの練習内容について両者（経験者・初心者）の比較を行ってみると、乱取練習の有無、受け身の練習の有無以外は概ね同様の内容になっていることがわかる。

日本の柔道界では基本から応用まで段階的に積み上げ、選手を育成することが練習のベースとなっている。その理由は易→難、低→高、遅→速、弱→強、固定→移動、単独→相対など簡単なことから難しいものへ移行していく方が運動技能の身に着きが早いこと、もうひとつには安全を確保できることが挙げられる。

5月末までの練習内容は両者を分けて実施されているが、練習の中身については両者を同時に指導しなければならないことから、効率性を重視した指導内容に構成されていると推察する。しかし、経験者にとっては簡単な練習でも初心者にとっては意外に困難であるものが多く、まずは初心者を段階的に発展させていくために受身をしたときに頭を打たないように頸部の強化トレーニングを盛り込んだり（被害者は受身が上手ではなかったという証言がある）、寝技においては技や返し方を指導する前に体の使い方を指導したり、乱取りに移行していく上で攻防方法を身につけるための約束練習などを取り入れるなど時間をかけて進めていくべきであろう。

また、被害者は5月に入ってから学校の欠席、早遅が目立ちはじめ、以後健康状態に不安を抱える状況が続き、母親からの申し出で指導者は5月15日以降被害者に対し朝練習のみを免除する措置を講じているが、保護者や部員とも面談の上、十分な状況把握に努め、技能レベルの進捗状況、健康状況などを検討した上で、まずはコンディショニングの向上を最優先するような措置を講じることが望まれる。

更には中学校が新型インフルエンザによる休校措置（7日間）の実施や中間、期末テスト前による部活動の自粛、毎月の職員会議などから、被害者の部活動に携わる時間が減少していることもわかっている。「資料1、別紙2」

こうした状況下で被害者は5月31日より乱取を開始しているが、健康状況、練習日数の減少、練習メニューの内容などから考えた場合、乱取りへの移行時期はもう少し時間をかけて検討すべきであったと思われる。

（2）柔道の技や運動様式に内在する要因

ここでは、相手を投げたり抑え込んだりするための技そのものの用い方や、技を用いて攻防するための運動様式のあり方について、7月29日の練習内容から事故発生の要因を検証する。

○事故当日（7月29日）の練習について

事故当日の東近江市周辺（愛荘町は東近江市の北に隣接する）の気象状況は、練習が始まる13時には気温が30℃に達していることが2009年7月の気象庁発表の気象記録により明らかになっている。「資料7」

事故は、この環境下で「資料2」に記載している練習が実施され発生したことから、その練習内容について検証を行った。

①寝技における戦術トレーニング

試合の流れや技の組み立てを高める上で指導者は、選手の技術・戦術の向上に様々な工夫を凝らすが、ここでは「タオルで目隠し」「柔道衣を脱いでTシャツ姿」という2つのパターンを用意して寝技を実施している。「タオルで目隠し」しながらの寝技は、主に触覚をたよりに攻防を展開することから非常に高度な練習方法といえる。また柔道は身体接触の対人競技でもあることから「目隠し」することで互いがけがをするリスクも考えられ、このような練習は中学生（特に初心者）にはレベルが高すぎるとと思われる。

②乱取り（寝技、立ち技）について

寝技、立ち技の練習を通して目につくのは、まず異常ともいえる乱取りの実施本数である。中学校側からの報告によれば、通常1本を4分で実施する乱取りを2分間に短縮しているので適正だと述べているが、実施時間の短縮を行ったときに選手に求められるものは、「通常時より異なる攻撃」「より速い動作」である。この日の乱取り実施本数は寝技が2分×33本（66分）、立ち技が2分×26本（52分）の計59本（118分）となつており、レベルは違うものの高校生、大学生並みの練習時間に相当する。また、当日の気温も30℃に達していることを考えれば過酷な内容といえるであろう。

次に立ち技において、この日から1年生と上級生（2年生・3年生）が初めて組む形（1年生を主軸に置くためと証言あり）で実施され、指導者が「ちゃんとやった者から早く終わる」といった指示が出されていた点である。2009年度の柔道部員は3年生が3人、2年生が5人、1年生が6人の計14人体制となっている。このことから上記の形で乱取りが実施されると上級生8人、1年生6人という図式となり、上級生2人は毎回誰かが休めるような形となる。ここで指導者が指示した「ちゃんとやった者から早く終わらす」といった内容で練習を進めた時、1年生の数は減りつつ上級生の人数は維持されることとなり、結果として上級生の休みは多くなり、残された1年生は基立ち形式となっていくのである。

被害者は初心者であり、健康状態に不安を抱えていたことを考えれば、このような内容で乱取りを実施した時、被害者が最後まで残ることは指導者であれば想定できたはずである。

③指導者と初心者との練習について

乱取りは攻撃と防御を表裏一体で行う実践練習であり、柔道の核となる練習方法である。それだけに、多くの練習時間が費やされ、けがや事故が多いのもこの練習中であることが柔道の安全指導にも記載されている。事故を防止するためには相手に応じた乱取りを実施することが望まれ、特に技能レベルの低い初心者などには技を掛けやすくしたり、技を受けてやり、相手を引き立てるなどの配慮が求められる。

この度の指導者と被害者の乱取りは、被害者がすでにフラフラの状態から行われ、「投げた時に頭を打たないように頭部を持ち上げた」や「絞め技は中学で認められているので使用したが落ちる寸前で手を離している」など初心者への安全配慮について述べられているが、技を返したり、有段者と初心者の技能レベルを考慮せず、規定にあるから絞め技を使用していては、被害者の柔道に対する恐怖感が強まることは十分考えられ、今後の部活動に対する姿勢にも大きく影響することが予想される。

（3）柔道部活動における指導（指導者、顧問など）体制に関する要因

柔道の運動特性には、相手を投げる、抑える、首を絞める、肘の関節を挫くといった技術を用いることから、指導者は部員の危険要因を予知、予見して安全を確保する義務、危険要因を取り除いたり、要因が重なり合わないよう危険を回避する義務が求められる。

（「柔道の安全指導」より）

①安全指導と安全管理

身体接触をする対人競技である柔道の部活動では、技能の低い初心者、経験者、技能の高い経験者などが混在しながら練習を行うので、安全指導を実施する上で指導者は部員の実態に応じた練習計画（段階的に・発展的に）を作成し、それに基づき指導を行つ

ていくことで大部分の事故やけがを未然に回避することができる。

また、計画を作成する際に検討すべき項目としては、

- ① 個人の目標や全体の目標、個々の技能レベルを加味する
- ② 鍛錬期、調整期、試合期別の活動内容を検討
- ③ 温度や湿度など季節環境に対する配慮
- ④ 活動人数、道場規模などの施設環境についての検討
- ⑤ 他校との合同練習を行う際の外部環境 などが挙げられる。

一方、安全管理については、

- ① けがをしない、させないをモットーとする
- ② 部員の健康状況の把握と自らの安全を守る態度の育成
- ③ 適宜の休息と水分補給
- ④ 初心者への配慮などが不可欠である

こういったことが実行できる指導体制が欠けていたと思われる。

3. 本検討委員会としての事故要因の総括

調査内容から明らかにしたことは、秦荘中学校において行われた柔道の練習は、健康状態、技能レベルを考えた場合、初心者に対して相応しい内容ではなく、被害者にとっては強行で限界を越えた内容であった。

また、事故当日の練習中に水分補給をするが、被害者はその時点で水筒がある位置と違う方向へ行こうとしていた。この時点で脳震盪をおこしていた可能性があったと思われ、医学的、法的に検証が求められるところでもある。

脳震盪の特徴的な症状では、①見当識障害（変な方向を向いて歩く）、②うつろな眼差し、ボートとした顔つき、③言語、運動反応が遅れる、④意識不鮮明と集中力低下、⑤不明慮な発語・つじつまのあわない発言、⑥共同運動障害（よろよろ歩く・まっすぐ歩けない）、⑦感情失禁（取り乱す・理由もなく泣く、妙に陽気）、⑧記憶障害、⑨意識消失などの徵候が現れる。

指導者は保護者と常に連携を図り、部員の健康状態を把握しながら、その日の体調にあわせた練習をすることが最も重要であり、体調の変化や普段と違った行動をとったりする場合は、練習を一旦中止するなどの措置が求められる。

柔道は格闘技であることから競技力を向上させるためには相手に勝つための闘志、強い意志、厳しい練習などが求められる。

しかし、柔道の創始者嘉納治五郎師範が目指したものは柔道を通しての「人間つくり」である。師範は柔道が強くなることだけでなく、それを日常生活や人生に活かしていくことが重要であり、だからこそ「道」を付けたと説いている。もちろん、勝ち負けにこだわること自体は悪いことではない。こだわるからこそ自分の限界に挑戦できるし、色々な工夫をして努力して行くこともできる。だが、それを通して人間がつくられていかなければ、形は柔道でも中身の伴わないものになるであろう。

秦荘中学校柔道部は県内トップクラスの柔道部であり、練習量も他校より厳しかったと聞く。前述の通り、柔道では様々な技能レベルの者が混在して練習が行われる。柔道部が県内トップを目指す中で、指導者に課せられた目標があったに違いないが、それぞれの技能レベルの者がどういう関わり方をしながら心をひとつにして精進していくべきかを、上に立つ者は今一度考えなくてはならない。被害者も柔道を始めたことで病気がちな体が丈夫になり、友達もたくさんできてくれれば柔道のすばらしさをきっと感じてくれたに違いない。

上が少し変われば、下は劇的に変化する。結果は確かに大切であるが、結果というものは現在の結果だけではなく、5年後、10年後に出る結果もある。指導者は「人を育てるとはどういうことなのか」を常に指導の基盤に置きながら選手育成に取り組むべきであろう。

IV. 再発防止に向けての提言

平成 20 年 4 月に中学校学習指導要領が、また平成 21 年 4 月に高等学校学習指導要領が改訂され、部活動が教育活動の一環であることが明記された。これを受け、滋賀県教育委員会では平成 22 年 4 月、「運動部活動の指導について《改訂版》」を策定した。

町教育委員会作成の「学校における危機管理の手引き」および「学校管理下における危機管理マニュアル」をはじめ、愛荘町立秦荘中学校が作成した「危機管理マニュアル」の全内容について、滋賀県教育委員会の改訂版を基本に、直ちに見直し・検討を行い、本検討委員会がまとめた検証報告の課題を解決すべく、新手引き・新マニュアルを早急に作成するよう要望する。

なお、新しく作成されたマニュアルに基づき、学校現場において研修を行い、年間の研修計画および研修実績について、都度、町教育委員会に報告するとともに、部活動の方針や部活動計画表など、保護者への周知を行い、保護者、学校、指導者の連携を密にすることが肝要である。

1. 学校における部活動のあり方、考え方

運動部活動の意義

学習指導要領には、運動部活動の位置付けについて、次のように記述されている。

「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化および科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。」

また、指導計画の作成等や教育課程の実施等においては、「教師と生徒の信頼関係および生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自主的（主体的）に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。」

中学校学習指導要領（平成20年3月文部科学省）第1章総則第4の2の（13）

高等学校学習指導要領（平成21年3月文部科学省）第1章総則第5款の5の（13）

このことから、運動部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒が、教師（顧問）の指導のもと、主に放課後において自主的・自発的に運動やスポーツを行うものである。

また、運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育て、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、生徒の自主性・協調性・責任感・連帯感などを育成するとともに、仲間や教師（顧問）等との密接な触れ合いの場として、大きな意義を有するものである。

運動部活動の意義は、下記のとおりに整理できる。

- ① 学校において計画する教育活動
- ② 豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進に効果的な活動
- ③ 生徒の自主性を尊重し、自らが積極的に参加し運営する活動
- ④ 生徒の能力等に応じた技能や記録の向上をめざす活動
- ⑤ 友情を深めるなど、好ましい人間関係を育てる活動
- ⑥ 生徒の能力や適性、興味・関心等に応じた、個性の尊重と個性を伸張する活動であり、生きる力の育成に大きく貢献できる活動

2. 運動部活動を円滑に進めるための学校における健康管理と留意事項

(1) 目標達成のための計画づくり

- 生徒の体力、技能、成長等を考慮し、生徒とともに年間計画や月間計画の作成をすること。
- 目標や課題を意識し、施設や用具、練習時間等を考慮しながら効率的・効果的な練習計画を作成すること。
- 健康診断や新体力テスト等の各種データを有効に活用すること。
- 目標→計画→実行→評価→修正活動 [O P D S Aサイクル] による活動の点検をすること。

(2) 目標、計画を十分に把握した効果的なメニューづくり

- 生徒の体力や技能に応じ、過重負担にならないよう考慮すること。
- 生徒の家庭学習時間、ゆとりある生活時間の確保に努めること。
- 実行 (D o) 後は、新しい目標につながるための評価・修正活動を必ず行うこと。
- 万が一、顧問が不在になる場合は、他の顧問に代わりを依頼した上で、危険な練習を避け、活動時間は最小限に設定すること。
- 練習内容は、質に重点をおき、適切な運動量での練習メニューを作成すること。

(3) 保護者および地域との連携

保護者との連携は、健康状態や生活状況を把握し、運動部活動を円滑に行う上で重要なである。

また、地域においても、運動部活動への理解や協力が必要で、地域からの支援は生徒の励みになり、部の活性化につながることを理解することが重要である。

- 活動計画・報告や行事等の連絡を適宜行うこと。
- 地域の行事等へ参加するなど、地域との連携を図ること。
- 連携を図る方法は、部だよりの発行、部参観の実施、保護者会の開催、地域との交

流（ボランティアとして地域活動に参加する）等が考えられる。

3. 運動部活動中における生徒の健康管理

身体活動をともなう運動部活動には、けがや事故などの危険因子が含まれていることから、教師（顧問）は、生徒の生命・身体の安全を確保する指導・監督を行うことが必要である。

けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための学校全体のシステムづくりや、万一に備えた救急処置の明確化、関係者への連絡体制の確立など、計画段階から十分に安全対策を講じておくことが重要である。

（1）生徒の健康管理

生徒の心身の健康を把握することは、安全な運動部活動の実施や突然の事態に対処するためにも必要である。

- 家庭（保護者）、学級担任、養護教諭等との情報交換を行うなど、連携を密にすること。
- 健康診断の結果を把握し、個々の健康管理と安全の確保に努めること。

（2）生徒の事故防止と安全指導

教師（顧問）は、生徒自身が積極的に自分や他人の安全を守れる態度や能力を養うとともに、望ましい人間関係の育成に留意することが重要である。

- 生徒に自分の技能段階を理解させ、技能に応じた練習を行わせること。
- 生徒自らが危険を回避できるよう、安全に関する知識や技能を身に付けさせること。
- 競技の特性に応じて施設・設備や用具の点検を行うこと。
- 身体接触をともなう競技で、技能において明らかに差がある者と練習を行う場合は、安全を確保する工夫や配慮が必要であること。

（3）練習の管理および指導

教師（顧問）は、生徒の実態に応じて計画した練習内容等により、生徒の活動場所で指導を行わなければならない。

また、不在となる場合は、他の教師（顧問）に代わりを依頼する、あるいは活動を取りやめる必要がある。

- 生徒だけで運動部活動が行われることがないよう、日頃から指導・管理を徹底すること。

（4）教師（顧問）の連携

生徒の安全確保に努め、生徒の自主的に取り組もうとする意識を促す指導を行うため

には、教師（顧問）間の連携が不可欠である。

- 同部の教師（顧問）との連携により、活動場所に教師（顧問）不在とならないようすること。
- 当該部の教師（顧問）が不在となる場合は、他部の教師（顧問）等との連携によって対応すること。
- 教師（顧問）間で役割分担を行い、生徒の状況や情報について連携を図ること。
- 部活動の日誌を活用するなど、活動内容の共通理解を図ること。

(5) 緊急時の対応

生徒の事故や傷害に対し、迅速かつ適切な治療へとつなげるためには、教師（顧問）間の連携だけでなく、生徒自らが適切に対応できるよう指導することが重要である。

- 生徒が事故や傷害の発見者となる場合を想定し、図式化するなど、わかりやすい連絡体制等を作成しておくこと。
- 在宅中の生徒に対して緊急に連絡を行う場合を想定し、部員名簿を兼ねた連絡網を作成しておくこと。

(6) 部活動を支える体制づくり

生徒が生き生きと充実した運動部活動を行うためには、教師（顧問）の資質の向上と安心して積極的に指導できる体制づくりが大切である。

- 顧問会議や研修会等の内容を充実させること。
- 教師（顧問）間の連携が図れる体制をつくること。
- 保護者等にも理解を求め、協力を得ること。
- 事故防止・救急法・トレーニング指導法等の研修を実施すること。
- 生徒に関する情報交換に努め、教師（顧問）間の連携を深めること。
- 部活動計画表（活動場所・時間・担当教師（顧問））を作成すること。
- 学校の部活動方針の説明、日常活動での最終下校時刻の連絡などを行うこと。

(7) 事故防止

学校の教育活動を安全かつ効果的に行うために、教師（顧問）に対して安全指導と安全管理の両面から注意義務が求められる。

運動部活動の指導にあたっては安全を最優先し、事故防止には万全を期さなければならない。

また、生徒自身が危険を見し、回避する能力と態度を身に付けるよう指導することも大切である。

- 安全指導・安全管理のポイント

- ▶ 生徒の日常の健康観察・健康診断の結果の把握

- ▶ 緊急時の連絡体制の確立
- ▶ 適切な練習時間・練習量
- ▶ 安全に活動できる服装・用具
- ▶ 施設設備の整理整頓
- ▶ 練習場の広さ、衛生面の配慮
- ▶ 天候や気象を考慮した指導

V. 再発防止に向け、医学的見地からの意見

再発防止に向けての今後の取り組みの中に、医学的見地からスポーツにおける脳震盪に対する正しい知識の啓蒙が必要であると感じられた。

柔道現場における脳震盪の頻度と対応の報告によると、脳震盪後病院を受診したものは 23.9%、脳振盪後の稽古開始は当日が 54.2%、翌日が 33.8%で受傷翌日以内に 88.8%が 稽古を開始している。また指導者における脳震盪理解調査では、脳震盪についての話を聞いたことがないものが 70%、セカンドインパクト症候群を知らないものが 92.4%であり、現場の指導者はスポーツ活動における脳震盪に関する知識を持っていないのが現実である。

今回のような事故の再発防止のためには、安全教育の面でスポーツ活動における脳震盪に関する知識をスポーツ関係者に周知していただきたい。

これまで脳震盪には、「いったん意識を失っても、もとに戻るものであるからよいではないか」という間違った認識があった。しかし、近年脳震盪直後の問題と脳震盪を繰り返すことによる脳外傷の問題が各スポーツで問題視されている。

スポーツにおける頭部外傷の重要な点は、偶発的にもひとたび頭部外傷を生じれば命に関わる重大合併症となり得る。

スポーツ時の頭部外傷は、野球やゴルフボールが当たるなどの偶発的に生じる場合のほか、ボクシングや柔道、ラグビーなどのいわゆるコンタクトスポーツ（身体接触をする対人競技）としての性質上、避けては通れない場合がある。

前者の場合は、直接損傷であり、衝撃が強ければ骨折を伴い、脳挫傷や急性硬膜外血腫を引き起こす。

後者の場合は回転速度により、脳実質内のひずみを生じた場合、びまん性脳損傷（軽症の場合脳震盪、重症の場合びまん性軸索損傷という）を引き起こす。また脳実質と頭蓋骨の間でずれ（ひずみ）が生じた場合、脳実質と頭蓋骨中央部にある静脈洞を結ぶ橋静脈が損傷され急性硬膜下血腫を引き起こす。脳震盪と急性硬膜下血腫は、全く病態は異なりますが受傷機転は類似している。

また脳震盪を繰り返すごとに、臨床症状の程度、回復にかかる時間は悪化し、セカンドインパクト症候群、頭部外傷後脳症、脳震盪症候群を引き起こす可能性がある。

セカンドインパクト症候群は、軽症の頭部外傷を受けた後、その症状がなくならぬう

ちに、あるいは、なくなつた直後に練習や試合を再開して、2度目の外傷を受け、重篤な状態に陥るものという。このとき起こっている病態は、1回目の軽症の頭部外傷は脳震盪であり、2回目は、びまん性軸索損傷や急性硬膜下血腫であり、死亡率は50%であると報告されている。

それゆえに脳震盪を起こした場合は、練習や試合をすぐに中止することが命に関わる事故を防ぐためには必要であるとともに、脳震盪を起こした場合はたとえ症状が軽微であっても、脳震盪でなく急性硬膜下血腫を起こしている場合もあるので、病院で受診し検査を受けることも必要であると思われる。

VII. おわりに この事故を教訓として

この提言をまとめるにあたっては、各委員の今日までの経験や知識をもとに、今回の痛ましい事故に正面から向き合い、真摯に意見の交換を行ったことを報告する。

特に事故の検証にあたっては、多くの疑問点について、全委員で確認した結果、秦荘中学校の柔道部活動の安全対策が、今までの経験のみに頼っていたものであることを指摘せざるを得ない。

このような事故を二度と起こさないためにも愛荘町、愛荘町教育委員会および各中学校は、部活動に対する安全対策を万全にするため、更なる連携を密にし、これまでの「安全対策マニュアル」を早急に見直すことを強く要望する。

新「安全対策マニュアル」については、学校関係者ほかに広く公開し、周知徹底を図りながら、部活動の安全を支える体制整備に一日も早く取り組まれるよう望む。

今回の事故を踏まえ、教育現場の責任と義務を再確認し、このような痛ましい事故が二度と起きないよう、愛荘町、愛荘町教育委員会をはじめ、関係者が一体となり、この事故の教訓を生かされるよう、本検討委員会として切望する。

以上

●参考添付資料

- ・2010年4月滋賀県教育委員会発行の「運動部活動の指導について《改訂版》」
- ・2009年7月（財）全日本柔道連盟発行の「柔道の安全指導」

別紙1

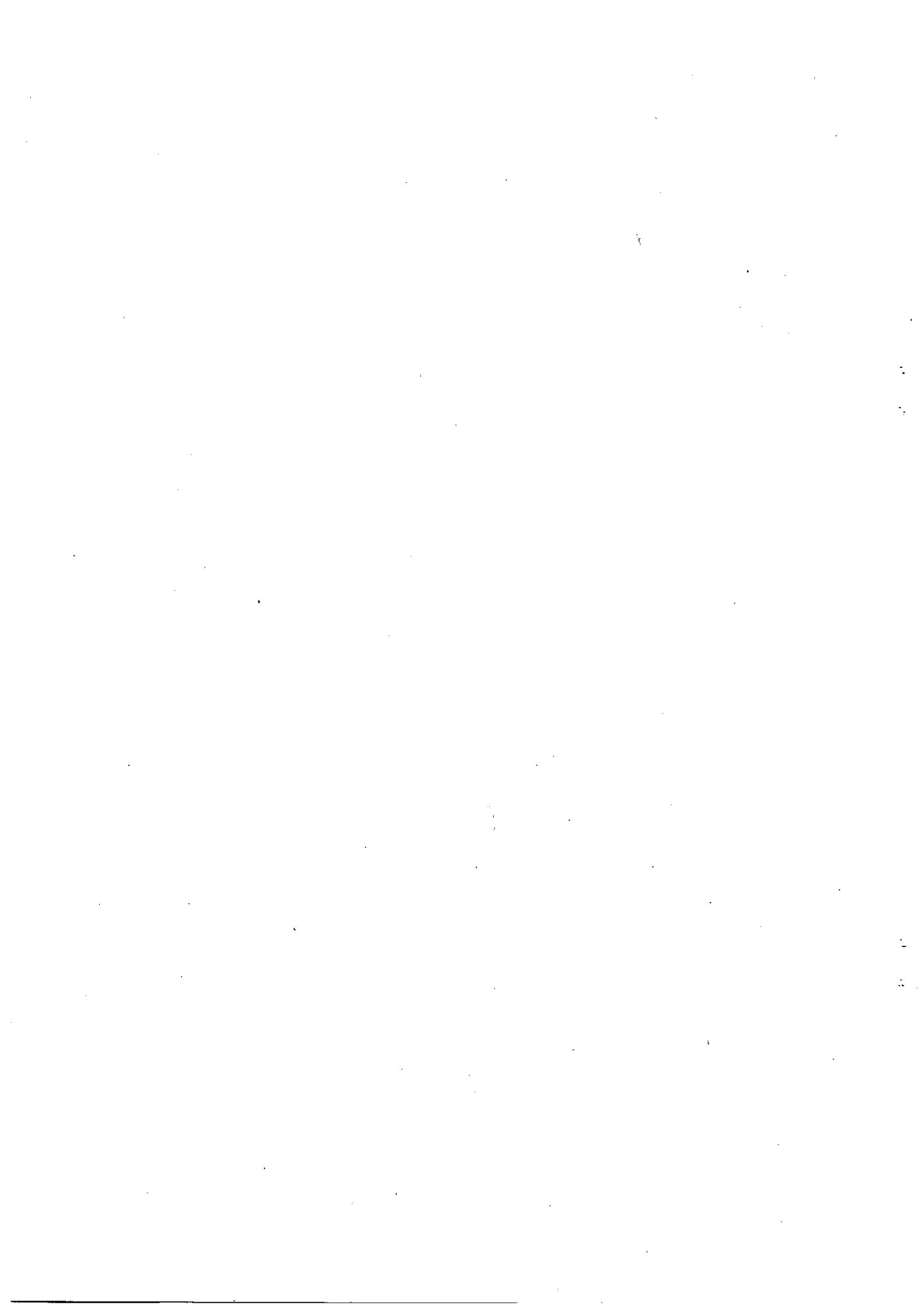
被害者における学校での生活状況

月	日	欠席	早 遅	保 健 室	嘔 吐	吐 気
5月	1	○				
	12	○				
	13	○				
	19		○			
6月	22	○				
	23			○		
	24		○			
	25	○				
	26			○	○	
	30		○			
7月	2			○		○
	3	○				
	9			○		○
	10			○		○
	11				○	
	12				○	
	13			○	○	



2009年度学年暦

4月			5月			6月			7月			8月		
1	水		1	金	学校欠席	1	月		1	水		1	土	
2	木		2	土	近江合同練習	2	火		2	木	部活欠席	2	日	
3	金		3	日		3	水		3	金	学校欠席	3	月	
4	土		4	祝	姫路ライオンズ杯	4	木		4	土	合同練習会	4	火	
5	日	洛南杯(2年・3年のみ)	5	祝		5	金		5	日	合同練習会	5	水	
6	月		6	祝	部活休み	6	土		6	月		6	木	
7	火		7	木		7	日		7	火		7	金	
8	水	部活休み	8	金		8	月	部活休み	8	水	部活休み	8	土	
9	木		9	土		9	火		9	木	体調不(吐氣) 良のため 部活休み	9	日	
10	金		10	日		10	水		10	金	球技大会・部活休み	10	月	
11	土		11	月	部活休み	11	木		11	土	合宿 体調不良のため、 塾より参加	11	火	
12	日		12	火	学校欠席	12	金		12	日	合宿	12	水	
13	月		13	水	部活休み 学校欠席	13	土	春季練成大会 (村川君応援)	13	祝		13	木	
14	火	村川君部活見学	14	木	体育授業見学	14	日	東近江大会(村 川君欠席)	14	火		14	金	
15	水	部活休み	15	金	正式入部	15	月	部活休み	15	水		15	土	
16	木	体験入部/職員会議	16	土		16	火		16	木		16	日	
17	金		17	日		17	水		17	金	終業式	17	月	
18	土		18	月		18	木		18	土	夏季ブロック大 会	18	火	
19	日		19	火	心電図検査のため遅刻	19	金		19	日	合同練習会	19	水	
20	月		20	水	部活休み	20	土	春季練成大会	20	祝	合同練習会	20	木	
21	火	仮入部	21	木	部活休み	21	日	滋賀県中学生大 会	21	火		21	金	
22	水		22	金	部活休み	22	月	部活休み 学校欠席	22	水		22	土	
23	祝		23	土	部活休み	23	火	部活休み・保健室 で休養	23	木		23	日	
24	金		24	日	部活休み	24	水	部活休み 学校早引	24	金		24	月	死去
25	土	部活休み	25	月	部活休み	25	木	部活休み 学校欠席	25	土		25	火	
26	日		26	火	部活休み	26	金	部活休み・保健室で休 養・学校早引	26	日		26	水	
27	月		27	水	部活休み	27	土	部活休み	27	月	夏季総体	27	木	
28	火		28	木	部活休み	28	日	部活休み	28	火	夏季総体	28	金	
29	祝		29	金	部活休み	29	月	部活休み	29	水	事故発生	29	土	
30	木		30	土	乱取開始	30	火	体調不良で早引	30	木		30	日	
			31	日					31	金		31	月	
16日 職員会議			13日 職員会議 14日 生徒総会 29日 中間テスト			15日 職員会議 29日、30日 期末テスト			8日 職員会議					



柔道部活動実績と練習メニュー

I. 秦荘中学柔道部が実施した2009年度4月～7月末の活動は下記の通り

1. 柔道部の活動実績について

(1) 柔道部活動実績

① 4月柔道部活動日数	26日	(16:00～18:00)
② 5月柔道部活動日数	18日	(16:00～18:15)
③ 6月柔道部活動日数	20日	(16:00～18:15)
④ 7月柔道部活動日数	28日 (事故発生日まで)	(7月3日まで15:30～18:15) (7月6日～ 15:30～17:45)
		合計 92日

(2) 村川君の柔道活動実績

① 4月活動日数	13日
② 5月活動日数	13日
③ 6月活動日数	15日
④ 7月活動日数	18日 (事故発生日まで)

合計 59日

(3) 村川君の活動期間の内訳

① 体験入部期間	4月16日～4月20日	(出席 4日間)
② 仮入部期間	4月21日～5月14日	(出席 16日間)
③ 正式入部期間	4月15日～7月29日	(出席 39日間)

合計 59日

2. 秦荘中学柔道部における練習内容について

- (1)4月実績 資料3 参照
- (2)5月実績 資料4 参照
- (3)6月実績 資料5 参照
- (4)7月実績 資料6 参照

3. 7月29日の滋賀県東近江市付近の気象状況

(1)観測記録について

- ①時 間
- ②気温 (℃)
- ③降水量
- ④風向き
- ⑤日照時間
- ⑥積雪量

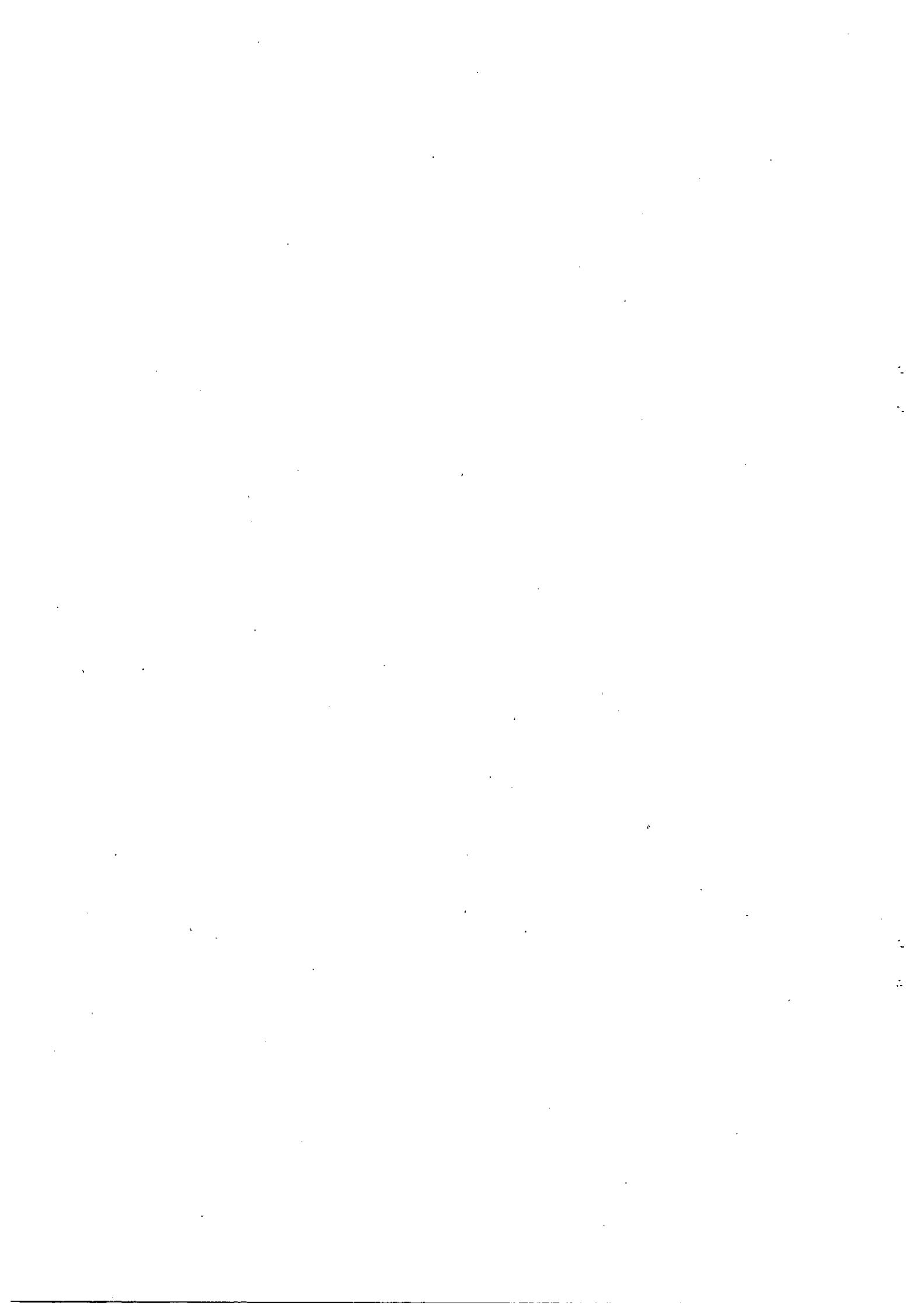
※資料 7 参照

II. 7月29日の練習について

(1)開始時間：13:00～

(2)練習内容

- ①体操→回転運動
- ②寝技 2分×13本 (タオルで目隠しをしながら実施) →休息 (水分補給 3分)
- ③寝技 2分×20本 (柔道衣の着用せずTシャツ姿) →水分補給 3分
- ④夏季総体のビデオ視聴 40分
- ⑤打込み 100本 終了後各自で水分補給
- ⑥乱取 2分×26本 (本数設定なし、寝技あり)
 - ・1年生と2・3年生が組む形 (1年生の基立ち) でちゃんとやった者から早く終わる
 - ・指導者の「抜けろ」の指示で乱取を終える
 - ・康嗣君だけが最後まで残る (26本目 指導者と乱取)



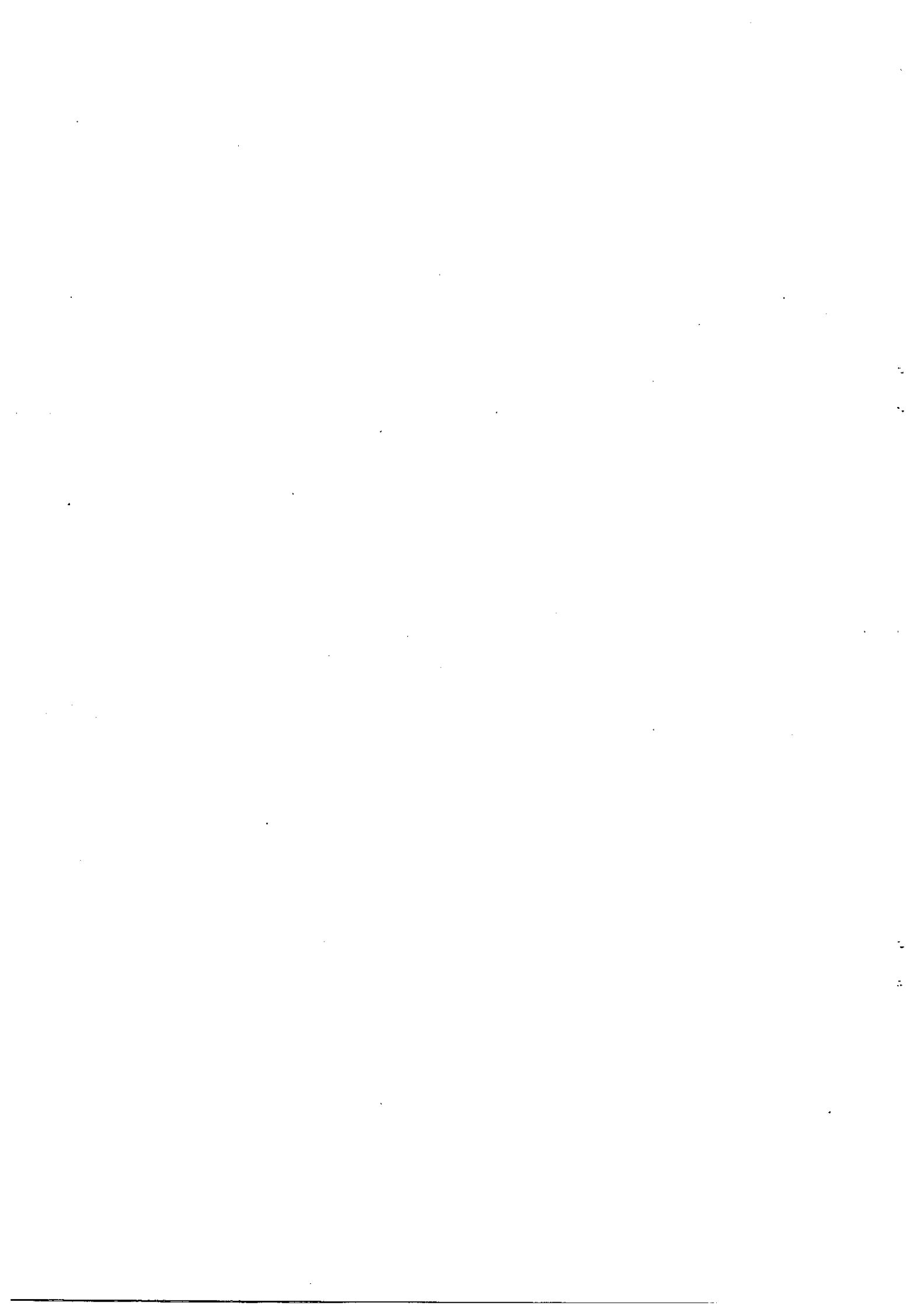
資料3

秦荘中学柔道部 2009 4月練習内容

4月		柔道経験者	1年生(経験のない生徒)
1	水	・体操、腕立て伏せ30回、早い腕立て伏せ100回	
2	木	・10秒トレ 10種目×10秒×3セット	
3	金	・回転運動、寝技の補強運動	
4	土	・寝技の返し 4種類×3分	
5	日	・寝技 3分×5本	
6	月	・打込み(二人組)100本	
7	火	・打込み持ち上げ 30本	
8	水	・乱取① 4分×11本 ※6本目は休憩	
9	木	・乱取② 3分×10本 ※5本目は休憩	
10	金	・腕立て伏せ50回、腹筋50回、背筋100回	
11	土	・柔軟、体重測定	
12	日		
13	月		
14	火		
15	水		
16	木		
17	金		
18	土		
19	日		
20	月		
21	火	朝練習(毎日 07:30スタート) ・体操、腕立て伏せ30回・早い腕立て伏せ100回	・体操、腕立て伏せ30回、早い腕立て伏せ100回 ・10秒トレ 10種目×10秒×3セット ・回転運動、寝技の補強運動 ・柔道衣の着方、帯の結び方 ・受身の練習 ・寝技の返し 4種類×3分
22	水	・10秒トレ 10種目×10秒×3セット	・寝技の練習(抑え技の練習) ※絞め技はなし
23	木	・おんぶ、だっこ、手押し車、抱きつき腹筋	・打込み(形のみ) ※投げは禁止
24	金	・外周ランニング 2周(1500m)	・腕立て伏せ50回、腹筋50回、背筋50回×3セット ※自分のペースで行う
25	土	・外周ダッシュ 1本	・柔軟、体重測定
26	日	・腕立て伏せ、腹筋、背筋 各50回	
27	月	・斜めけんすい(2人組)	
28	火	・体重測定、着替え	
29	水		
30	木	※朝練習は4月21日の仮入部から実施	

体験入部期間

仮入部期間



資料4

秦荘中学柔道部 2009 5月練習内容

5月	柔道経験者	1年生(経験のない生徒)
1 金	・体操、腕立て伏せ30回、早い腕立て伏せ100回	
2 土	・10秒トレ 10種目×10秒×3セット	
3 日	・回転運動、寝技の補強運動	
4 月	・寝技の返し 4種類×3分	
5 火	・寝技 3分×5本	
6 水	・打込み(二人組)100本	
7 木	・打込み持ち上げ 30本	
8 金	・乱取① 4分×11本 ※6本目は休憩	
9 土	・乱取② 3分×10本 ※5本目は休憩	
10 日	・腕立て伏せ50回、腹筋50回、背筋100回	
11 月	・柔軟、体重測定	
12 火	※水分補給は好きな時に各自でとるようになっている	
13 水		
14 木		
15 金	朝練習(毎日 07:30スタート) ・体操、腕立て伏せ30回・早い腕立て伏せ100回	
16 土	・10秒トレ 10種目×10秒×3セット	
17 日	・おんぶ、だっこ、手押し車、抱きつき腹筋	
18 月	・外周ランニング 2周(1500m)	
19 火	・外周ダッシュ 1本	
20 水	・腕立て伏せ、腹筋、背筋 各50回	
21 木	・斜めけんすい(2人組)	
22 金	・体重測定、着替え	
23 土		
24 日		
25 月		
26 火		
27 水		
28 木		
29 金		
30 土		
31 日		

仮入部期間

正式入部期間

5月15日以降、村川君は朝練習なし

※31日より乱取開始



資料5

秦荘中学柔道部 2009 6月練習内容

6月		柔道経験者	1年生(経験のない生徒)
1	月	・体操、腕立て伏せ30回、早い腕立て伏せ100回	・体操、腕立て伏せ30回、早い腕立て伏せ100回
2	火	・10秒トレ 10種目×10秒×3セット	・10秒トレ 10種目×10秒×3セット
3	水	・回転運動、寝技の補強運動	・回転運動、寝技の補強運動
4	木	・寝技の返し 4種類×3分	・寝技の返し 4種類×3分
5	金	・寝技 3分×5本	・寝技 3分×5本
6	土	・打込み(二人組)100本	・打込み(二人組)100本
7	日	・打込み持ち上げ 30本	・打込み持ち上げ 30本
8	月	・乱取① 4分×11本 ※6本目は休憩	・乱取① 4分×11本 ※6本目は休憩
9	火	・乱取② 3分×10本 ※5本目は休憩	・乱取② 3分×10本 ※5本目は休憩
10	水	・投げ込み30本	・投げ込み30本
11	木	・腕立て伏せ50回、腹筋50回、背筋100回	・腕立て伏せ50回、腹筋50回、背筋100回
12	金	・柔軟、体重測定	・柔軟、体重測定
13	土	※水分補給は好きな時に各自でとるようになっている	※水分補給は好きな時に各自でとるようになっている
14	日		
15	月		
16	火	朝練習(毎日 07:30スタート)	
17	水	・体操、腕立て伏せ30回・早い腕立て伏せ100回	
18	木	・10秒トレ 10種目×10秒×3セット	
19	金	・おんぶ、だっこ、手押し車、抱きつき腹筋	
20	土	・外周ランニング 2周(1500m)	
21	日	・外周ダッシュ 1本	
22	月	・腕立て伏せ、腹筋、背筋 各50回	
23	火	・斜めけんすい(2人組)	
24	水	・体重測定、着替え	
25	木		
26	金		
27	土		
28	日		
29	月		
30	火		

正式入部期間

※6月からは同じメニュー

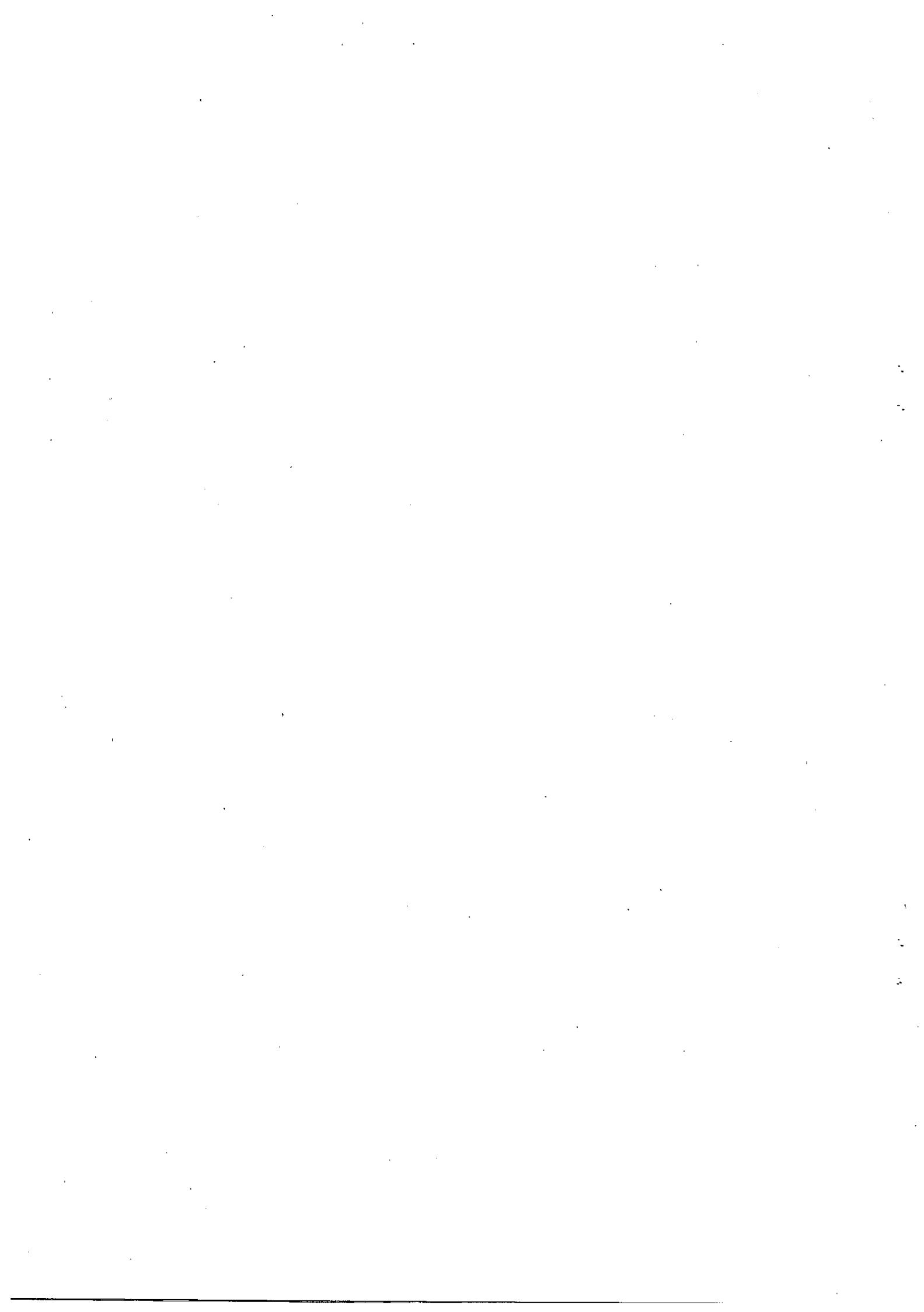


資料 6

秦荘中学柔道部 2009 7月練習内容

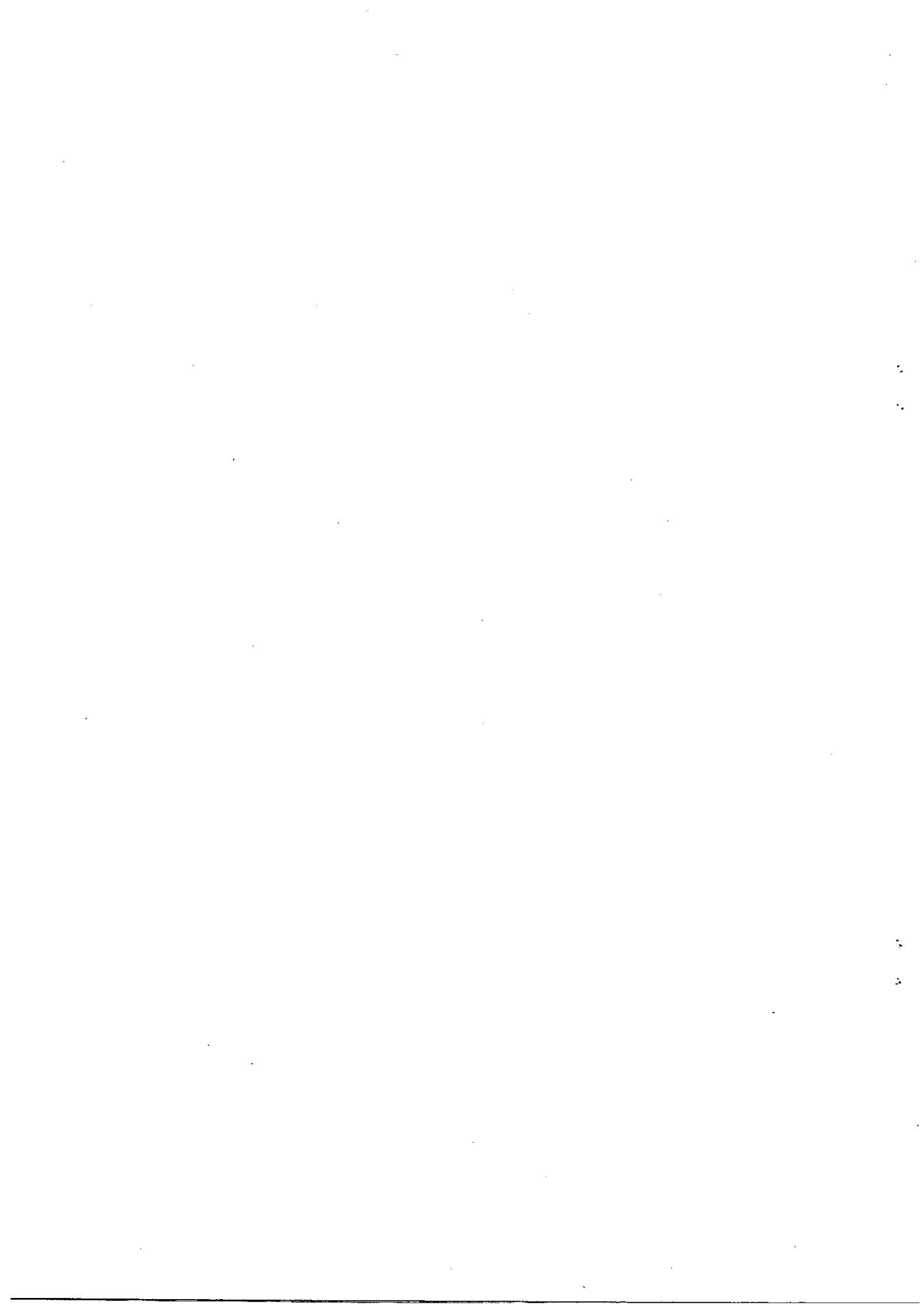
7月	柔道経験者	1年生(経験のない生徒)
1 水	・体操、腕立て伏せ30回、早い腕立て伏せ100回	・体操、腕立て伏せ30回、早い腕立て伏せ100回
2 木	・10秒トレ 10種目×10秒×3セット	・10秒トレ 10種目×10秒×3セット
3 金	・回転運動、寝技の補強運動	・回転運動、寝技の補強運動
4 土	・寝技の返し 4種類×3分	・寝技の返し 4種類×3分
5 日	・寝技 3分×5本	・寝技 3分×5本
6 月	・打込み(二人組)100本	・打込み(二人組)100本
7 火	・打込み持ち上げ 30本	・打込み持ち上げ 30本
8 水	・スピード打込み 20秒×5本	・スピード打込み 20秒×5本
9 木	・乱取① 4分×11本 ※6本目は休憩	・乱取① 4分×11本 ※6本目は休憩
10 金	・乱取② 3分×10本 ※5本目は休憩	・乱取② 3分×10本 ※5本目は休憩
11 土	・投げ込み30本	・投げ込み30本
12 日	・腕立て伏せ50回、腹筋50回、背筋100回	・腕立て伏せ50回、腹筋50回、背筋100回
13 月	・柔軟、体重測定 ※水分補給は好きな時に各自でとるようになっている	・柔軟、体重測定 ※水分補給は好きな時に各自でとるようになっている
14 火		
15 水		
16 木		
17 金	朝練習(毎日 07:30スタート) ・体操、腕立て伏せ30回・早い腕立て伏せ100回	
18 土	・10秒トレ 10種目×10秒×3セット	
19 日	・おんぶ、だっこ、手押し車、抱きつき腹筋	
20 月	・外周ランニング 2周(1500m)	
21 火	・外周ダッシュ 1本	
22 水	・腕立て伏せ、腹筋、背筋 各50回	
23 木	・斜めけんすい(2人組)	
24 金	・体重測定、着替え	
25 土		
26 日		
27 月		
28 火		
29 水		
30 木		
31 金		

正式入部期間



東近江 2009年7月29日（1時間ごとの値）一覧

時	降水量mm	気温°C	風向・風速m/s		日照時間 h	雪cm	
			風速	風向		降雪	積雪
1	0.0	23.9	0.1	静穏		///	///
2	0.0	23.8	0.0	静穏		///	///
3	0.0	23.8	0.3	東北東		///	///
4	0.0	23.7	0.1	静穏		///	///
5	0.0	23.7	0.1	静穏		///	///
6	0.0	24.0	0.2	静穏	0.0	///	///
7	0.0	24.8	0.4	北西	0.0	///	///
8	0.0	26.1	1.0	北西	0.0	///	///
9	0.0	28.8	2.8	南東	0.4	///	///
10	0.0	30.4	2.4	南南東	0.7	///	///
11	0.0	29.5	2.5	南東	0.1	///	///
12	0.0	31.2	1.7	南南東	0.3	///	///
13	0.0	30.6	3.2	南東	0.2	///	///
14	0.0	31.2	2.2	南東	0.0	///	///
15	0.0	30.5	2.3	南東	0.0	///	///
16	0.0	30.2	1.9	南南東	0.0	///	///
17	0.5	28.7	1.4	南	0.0	///	///
18	0.0	29.0	0.5	南南東	0.0	///	///
19	0.0	27.9	1.3	南西	0.0	///	///
20	0.0	27.6	0.5	西		///	///
21	0.0	26.7	0.5	東		///	///
22	0.0	26.6	0.5	東南東		///	///
23	0.0	26.3	0.6	東		///	///
24	0.0	26.1	0.1	静穏		///	///



【愛荘町中学校柔道部事故検証・安全対策検討委員会経過報告】

○第1回 平成22年2月2日（火）

- ・委員の委嘱
- ・愛荘町中学校柔道部事故検証・安全対策検討委員会設置要綱の説明
- ・委員長および副委員長の選任
- ・会議の公開、非公開等の決定
- ・秦荘中学校柔道部事故報告（教育委員会）
- ・今後の開催日程と検討内容について

○第2回 平成22年2月24日（水）

- ・秦荘中学校柔道部事故に関する質疑（中学校関係者）
- ・意見調整
- ・今後の検討内容および開催日程について

○第3回 平成22年3月30日（火）

- ・ご遺族からの意見聴取（村川氏）
- ・事故検証ポイントについて協議
- ・今後の検討内容および開催日程について

○第4回 平成22年4月21日（水）

- ・事故検証の報告内容について協議
- ・危機管理マニュアルの説明（教育委員会）
- ・意見調整
- ・今後の検討内容および開催日程について

○第5回 平成22年5月12日（水）

- ・検討委員会の報告事項協議
- ・今後の検討内容および開催日程について

○第6回 平成22年5月26日（水）

- ・検討委員会の報告事項協議および調整
- ・今後の検討内容および開催日程について

○第7回 平成22年6月30日(水)

- ・検討委員会の報告事項協議および調整
- ・今後の検討内容および開催日程について

○第8回 平成22年7月14日(水)

- ・検討委員会の報告書最終調整
- ・町長に報告書を提出

【検討委員会委員構成】

愛荘町中学校柔道部事故検証・安全対策検討委員会委員名簿

	氏名	区分	役職等
委員長	村田正夫	学識経験者	びわこ成蹊スポーツ大学准教授
副委員長	池田修	柔道指導者	中学校柔道講師
委員	向井嘉之	学識経験者	聖泉大学人間学部教授
委員	濱田芳隆	医師	豊郷病院副院長(脳神経外科)
委員	小林常浩	滋賀県	県スポーツ健康課主幹(教員)
事務局	細江新市	愛荘町	総務主監
	西川都々子	愛荘町	総務課長
	陌間秀介	愛荘町	総務課係長

(敬称略:順不同)

【検討委員会設置要綱】

愛荘町中学校柔道部事故検証・安全対策検討委員会設置要綱

平成22年1月8日 告示第1号

(設置)

第1条 秦荘中学校における部活動中の事故を受け、その報告内容を検証し、町および関係中学校が部活動等の計画を実施するにあたり、今後の事故防止に資するため、愛荘町中学校柔道部事故検証・安全対策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事故報告内容の検証に関すること。
 - (2) 安全な中学校部活動の実施に関する提言を行うこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、中学校部活動安全対策について、町長が特に必要と認める
- こと。

(構成)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織し、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から町長へ提言を提出するまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるとときは、関係者に対して資料を提出させ、または会議への出席を求めて意見若しくは説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この告示は、平成22年1月8日から施行する。

